

東京都農林水産業・地域の活力創造協議会開催要領

平成25年8月13日
25産労農調第433号

第1 目的

本協議会は、農林水産業・地域が将来にわたって東京の活力の源となり、持続的に発展するため、関係者間の情報及び意見の交換、相互の連携等を図ることにより、関係者一体となった取組を推進することを目的とする。

第2 協議会の会長及び副会長

- (1) 会長は、東京都産業労働局農林水産部長の職にあるものをもって充てる。
- (2) 副会長は、東京都産業労働局安全安心・地産地消推進担当部長の職にあるものをもって充てる。

第3 招集等

会長は、協議会を招集し、会議を主催する。

第4 参加団体等

本協議会の参加者は、別紙の団体等とする。なお、必要に応じて参加者を追加できるものとする。

第5 会議の内容

- (1) 農林水産業・地域の活力創造に係る施策等に関する都と関係団体等との情報及び意見の交換
- (2) 農林水産業・地域の活力創造に係る施策等に関する関係団体等間の情報及び意見の交換
- (3) 各団体等からの現場の意見を踏まえた農林水産業・地域の活力創造に係る政策提案
- (4) その他目的を達成するために必要なこと

第6 会議の公開

- (1) 本協議会の会議は公開とし、会議終了後、議事要旨及び会議資料を東京都産業労働局農林水産部ホームページにおいて公表する。

(2) 本協議会の会議を公開とすることにより、参加者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合や会議の運営に著しい支障があると判断される場合には、会長は、会議、議事要旨又は会議資料の全部もしくは一部を非公開とすることができる。

第5 協議会の庶務

協議会の庶務は、東京都産業労働局農林水産部で行う。

附則

この要領は、決定の日から施行する。

(別紙)

東京都農林水産業・地域の活力創造協議会 参加団体

東京都農業協同組合中央会

東京都農業会議

東京都土地改良事業団体連合会

東京都森林組合連合会

東京都木材団体連合会

東京都漁業協同組合連合会

東京都食品産業協議会

東京消費者団体連絡センター

公益財団法人東京都農林水産振興財団

東京都農林総合研究センター